

東京都認知症施策推進会議 2024年5月24日（金）

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と 今後の認知症政策の展開について

日本医療政策機構（HGPI）
シニアマネージャー
栗田 駿一郎

（発表内容は、発表者の個人的見解であり、組織を代表するものではありません）

日本医療政策機構（HGPI）のご紹介とこれまでの取り組み

「基本法」の持つ意義と認知症基本法のポイント

「基本的施策」における今後のポイント

非営利・独立、そしてグローバルなシンクタンク



Top Domestic Health Policy Think Tanks

-  1. Bloomberg School of Public Health Research Centers (JHSPH) (United States)
-  2. Health and Global Policy Institute (HGPI) (Japan)
-  3. Brookings Institution (United States)
-  4. Philips Center for Health and Well-Being (Netherlands)
-  5. RAND Corporation (United States)
-  6. Fraser Institute (Canada)
-  7. Cato Institute (United States)
-  8. Urban Institute (United States)
-  9. Kaiser Permanente Institute for Health Policy (KPIHP) (United States)
-  10. Center for American Progress (CAP) (United States)

Top Global Health Policy Think Tanks

-  1. Bloomberg School of Public Health Research Centers (JHSPH) (United States)
-  2. Center for Strategic and International Studies (CSIS) (United States)
-  3. Health and Global Policy Institute (HGPI) (Japan)
-  4. Brookings Institution (United States)
-  5. Chatham House, Centre on Global Health Security (United Kingdom)
-  6. Fraser Institute (Canada)
-  7. RAND Corporation (United States)
-  8. Philips Center for Health and Well-Being (Netherlands)
-  9. Center for Health Policy and Management (China)
-  10. Kaiser Permanente Institute for Health Policy (KPIHP) (United States)

2020 Global Go To Think Tank Index Report

All 8,162 think tanks catalogued in the University of Pennsylvania Think Tanks and Civil Societies Program Global Think Tank database were reviewed this year. HGPI ranked 3rd among the 32 institutions nominated in the Global Health Policy Think Tank category, and 2nd among the 60 institutions nominated in the Domestic Health Affairs Think Tank category.

- 2018年～ 「認知症国会勉強会」の開催を通じた超党派議員の巻き込み
- 2019年～ 「HGPI政策コラム」を通じた政策情報や考え方の発信
- 2022年7月 政策提言「これからの認知症政策2022」
- 2022年9月 緊急提言「認知症観を変革する認知症基本法の成立を」
- 2023年1月 政策提言「認知症の本人・家族の参画を支える認知症基本法へ」
- 2023年1月 公明党認知症施策推進本部・厚生労働部会合同会議での政策提言発表

緊急提言「認知症観を変革する認知症基本法の成立を」 (2022/9)



日本医療政策機構（HGPI）認知症政策プロジェクト

緊急提言「認知症観を変革する認知症基本法の成立を」

(2022年9月27日)

はじめに

2019年に自民党・公明党議員による議員立法として国会に提出された認知症基本法案は、新型コロナウイルス感染症など様々な状況により、依然として継続審議の状態である。2021年には超党派の議員連盟である「共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟」が設立され、改めて認知症基本法案についての検討がされており、議論の進展が期待されている。本緊急提言は、この認知症基本法案の修正のための具体的な議論の実施、及び2023年次期通常国会における確実な成立を求めるものである。

日本の認知症の人の数は推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれている。また2014年に公表された認知症の社会的コストは、年間約14.5兆円（医療費：1.9兆円、介護費：6.4兆円、インフォーマルケアコスト：6.2兆円）と推計されている。こうした状況からも、認知症を取り巻く社会的インパクトは認知症の人と家族を中心に非常に大きく、政策課題としての優先度は非常に高い。2019年末から流行している新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症の政策的優先度が一時的に下がっているものの、本来は超高齢社会である日本においては最優先課題である。また何より当事者の期待は大きく、日本認知症本人ワーキンググループや認知症の人と家族の会をはじめとした本人・家族団体も認知症基本法の成立を求めて提言や声明を発表しているほか、アカデミアや産業界からも同様の声が上がっている。日本医療政策機構としても、認知症国会勉強会の共催や各種シンポジウムの開催、政策提言書の公表など、認知症基本法の成立に向けてかねてよりアドボカシー活動を行ってきた。

認知症基本法案の提出後、新型コロナウイルス感染症が流行し、議論への影響もあったと思われるが、いよいよ「ポストコロナ」に向けた議論が高まってきている。改めて従来の最優先課題であった認知症へのオカスを戻すことが求められる時期に来ている。日本医療政策機構が2022年7月に公表した政策提言「これからの認知症政策 2022 ～認知症の人や家族を中心とした国際社会をリードする認知症政策の深化に向けて～」においても言及しているが、来年2023年はG7が日本で開催されることになっており、高齢化最先進国である日本が国際社会においてのリーダーシップを示し、認知症政策の議論をリードすべきである。そのためには、2023年の通常国会会期中の成立が必要であり、本提言、認知症の人や家族、医療・介護関係者、アカデミアをはじめとしたマルチステークホルダーの意見や最新の議論を踏まえた新たな認知症基本法が速やかに超党派で熟議され、国会に提出・成立することを求めたい。

特定非営利活動法人 日本医療政策機構

〒100-0004 東京都千代田区大塚1-9-2 大塚リサーチ・インスティテュートビル 5階
Tel: 03-4243-7156 Fax: 03-4243-7378 Email: info@hgpi.org

提言1：「共生」を軸とした認知症基本法とすべき

- 国民の責務として「予防」ではなく、「共生社会構築への参画・協力」の明記を
- 「早期発見・早期診断・早期対応」と「相談体制の整備」の一体的な明記を

提言2：認知症の本人や家族の主体的参画を促す認知症基本法とすべき

- 「認知症施策推進協議会」（仮称）の設置と当事者委員の参画の明記を
- 政策形成・実行・評価において「認知症の人や家族等と協働する」ことの明記を
- 研究開発における「患者市民参画（PPI）」の明記を

提言3：研究開発の推進によるパラダイムシフトを踏まえた認知症基本法とすべき

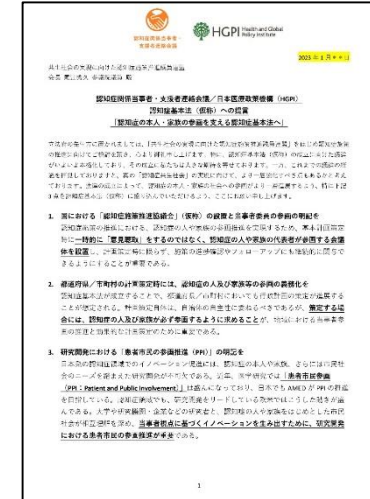
- 予防・診断・治療技術の進化を見据え、保健医療福祉サービスの均てん化と「早期診断」の明記を

▲臨時国会開会の1週間前、
議連の議論本格化を見据えての
提言公表

1. 国における「認知症施策推進協議会」 (仮称) の設置と当事者委員の参画の明記を

2. 都道府県／市町村の計画策定時には、 認知症の人及び家族等の参画の義務化を

3. 研究開発における「患者市民の参画推進 (PPI)」の明記を



▲認知症関係当事者・支援者連絡会と共同で
通常国会開会翌日に第2弾の政策提言公表



▲公表に合わせオンライン記者会見も

日本医療政策機構（HGPI）のご紹介とこれまでの取り組み

「基本法」の持つ意義と認知症基本法のポイント

「基本的施策」における今後のポイント

年	出来事
2015	3月：衆議院予算委員会で古屋範子議員が認知症基本法の制定を求める質問
2018	2月：超党派「認知症国会勉強会」が開始 9月：公明党が「認知症施策推進基本法骨子案」をまとめる
2019	5月自民党が「認知症基本法案要綱案」をまとめる 6月：認知症施策推進大綱が閣議決定 自民・公明により「認知症基本法案（旧）」が提出
2020	2月：「認知症基本法について考える院内集会」が開催
2021	6月：超党派議連「共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟」が発足 10月：衆議院解散に伴い、認知症基本法案（旧）が廃案
2022	8月：参議院選挙後に議連にて認知症基本法案作成に向けた議論が開始 12月：議連において法律骨子案が提示
2023	5月：議連において最終的な法律案が提示、承認 6月7日：国会提出／6月8日：衆議院にて可決／ 6月14日：参議院にて可決・成立 6月21日：法成立を受け、岸田総理が「国家的プロジェクト」の対応を示唆 9月：法施行に先立ち、政府が「認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議」を開催
2024	1月1日：法施行

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

第一章 総則

- ・ 目的
- ・ 定義
- ・ 基本理念
- ・ 責務規定（国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者、国民）
- ・ 認知症の日及び認知症月間
- ・ 法制上又は財政上の措置

第二章 認知症施策推進基本計画等

- ・ 認知症施策推進基本計画
- ・ 都道府県認知症施策推進計画
- ・ 市町村認知症施策推進計画

第三章 基本的施策

認知症の人に関する**国民の理解の増進**等、認知症の人の生活における**バリアフリー化**の推進、認知症の人の**社会参加の機会の確保**等、認知症の人の**意思決定の支援及び権利利益の保護**、保健医療サービス及び福祉サービスの**提供体制の整備**等、**相談体制の整備**等、**研究等の推進**等、認知症の**予防**等、認知症施策の策定に必要な**調査**の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

第四章 認知症施策推進本部

- ・ 認知症施策推進本部
- ・ 認知症施策推進関係者会議

附則：1年以内の施行、施行5年後の見直し

- 「特定の政策分野の方向性を示す役割を持つ法律」
 - 今日現在で、50を超える「基本法」がある
 - 昔は「政府が今後の政策を規定するもの」だったが、最近では「議会側が政府の将来の政策の方向性を示すもの」として、議員立法で定められることが多い
- ▶ その政策に対し「新しい価値」を提示すること

①共生社会

②当事者参画

③国民の責務

● 法律の正式名称

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

● 共生社会の定義 → 第一条

「...認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進する...」

● 「認知症の人」をどう位置付けたか

- － 「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として」（第三条一項）
- － 「...全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として」（第三条三項）

▶ **共生社会の実現のために、あえてこれらを明記したということは...？**

● 2019年：認知症施策推進大綱

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味である。

● 2023年：共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）

● 社会参加・社会づくり（第十六条第一項）

国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、**認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保**その他の必要な施策を講ずるものとする。

● 研究開発への参画（第二十条）

国は、共生社会の実現に資する研究等の基盤を構築するため、官民の連携を図るとともに、**...当該研究等への認知症の人及び家族等の参加の促進、...その他の必要な施策を講ずるものとする。**

● 政策形成過程への参画（第三十三条、第三十四条）

－ 認知症施策推進関係者会議

- ・ 総理大臣を本部長とする「認知症施策推進本部」に置かれる会議体
- ・ 施策の総合調整及び実施状況の評価に関する事項を取り扱う

- － 「関係者会議の委員は、**認知症の人及び家族等**、認知症の人の保健、医療又は福祉の業務に従事する者その他関係者のうちから、内閣総理大臣が任命する。」

第八条（国民の責務）

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第九条（認知症の日及び認知症月間）

国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日及び認知症月間を設ける。

2 認知症の日は九月二十一日とし、認知症月間は同月一日から同月三十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、認知症の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとするとともに、認知症月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

①法律の目的

②国民の責務

③認知症予防

2019年法案

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、**認知症の予防等を推進しながら**、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図るため、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、**認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。**



第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ**希望を持って暮らすことができるよう**、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、**認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする。**

2019年法案

第八条 国民は、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、認知症の人の自立及び社会参加に協力するよう努めなければならない。

※がん対策基本法や循環器病対策基本法などと同様の表記



第八条 国民は、**共生社会の実現を推進するために必要な**認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、**共生社会の実現に寄与するよう**努めなければならない。

2019年法案

第十七条 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度認知障害の予防の推進のため、予防に関する啓発及び知識の普及、予防に資すると考えられる地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度認知障害の**早期発見及び早期対応**を推進するため、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十一条 国及び地方公共団体は、**希望する者が科学的知見に基づく適切な**認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度の認知機能の障害の**早期発見、早期診断及び早期対応**を推進するため、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

日本医療政策機構（HGPI）のご紹介とこれまでの取り組み

「基本法」の持つ意義と認知症基本法のポイント

「基本的施策」における今後のポイント

第十四条（認知症の人に関する国民の理解の増進等）

国及び地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとする。

- ✓ 「正しい知識」「正しい理解」とは何だろうか
- ✓ 従来の「認知症サポーター養成講座」の在り様（テキスト内容のみならず、各講師役の提供する講義も含めて）は、アップデートされているか

第十五条（認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進）

国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進、事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定、民間における自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- ✓ 自由な移動を実現する「物理的な」バリアフリー（ICTの利活用も含む）と、地域で安心して生活できる「心理的な」バリアフリー両面の実現
- ✓ 経産省「当事者参画型開発（オレンジイノベーションプロジェクト）」実践・展開

第十六条（認知症の人の社会参加の機会の確保等）

国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、若年性認知症の人（六十五歳未満で認知症となった者をいう。以下この項において同じ。）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資するよう、事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

- ✓ 望ましい「社会参加」の姿は、人それぞれ。画一的なパターンに押し込むのではなく、個々の希望をどう実現するのか。一方で、それをどこまで支えられるのか

第十七条（認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護）

国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るため、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

- ✓ 認知症施策推進大綱（2019）および旧認知症基本法案（2019）までは、「成年後見人制度」の記載があったが、今回は記載なし。認知症の実態に見合った、意思決定支援・権利利益保護の在り方が検討されるか

第十八条（保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等）

- 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

（抜粋し、要点を記載）

- ✓ これまでと内容は大きく変わっていない。質の均てん化を目指して、様々な仕組み（認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム）などが設置されてきたが、今一度地域の限られた保健医療福祉資源に見合った体制になっているか、点検・再検討が必要ではないか

第十九条（相談体制の整備等）

国及び地方公共団体は、関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に、認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため必要な体制の整備を図るものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

- ✓ 認知症の本人や家族等、関係機関からの相談をワンストップで受け止めるハブ的機能が求められる
- ✓ 当事者団体の活動に対して、中長期的な支援が必要。細かな業務委託等で本来の交流や意見発信が妨げられないようにするべきではないか

第二十条（研究等の推進等）

- 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
- （国）共生社会の実現に向けた研究等の基盤構築のため、官民連携の推進や、全国規模の追跡調査の実施、知見の迅速化への対応、研究等への認知症の人及び家族等の参加の促進、社会実装のための環境整備、データベースの構築・活用等
(抜粋し、要点を記載)

- ✓ 各種施策の展開に向けた予備的研究・調査の段階から、認知症の人や家族等も参加できる環境を構築し、課題設定・解決策を協働して模索すべき

第二十一条（認知症の予防等）

国及び地方公共団体は、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するため、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

✓ 「希望する者が」「科学的知見に基づく適切な」を踏まえた施策を展開すること

基本法を踏まえた認知症施策に対する政策提言

HGPIでは、2024年4月に政策提言「認知症施策推進基本計画策定へ、今必要な3つの視点～誰もが、いつでも、「共に生きる」社会の実現を目指して～」を公表しました。基本法の議論の過程で必ずしも中心的に議論されていなかったものの、重要な論点を提示しています。

視点1：災害などの非常時を見越して、認知症基本法を基本とした災害関連対策拡充の必要性

視点2：多様な当事者の声が反映され、それぞれに適切な施策が実施される必要性

視点3：認知症の本人や介護を抱える家族が働き続けられる雇用制度・支援の必要性



- 「地域版希望大使」を軸とした認知症の人に関する理解増進
 - － 「多様な当事者像」を踏まえた認知症の本人からの発信
 - － 家族等支援の重要性についても同時に発信する
- 認知症の本人や家族等の雇用継続・就労支援
 - － 事業所における「合理的配慮」の推進（2024年4月より義務化）
- 計画策定・施策実施・施策評価における当事者参画の仕組みの確立
 - － 「形だけの参画」にならないようにするには、何が必要か
 - － 従来の政策形成過程の見直し、「住民参加」の歴史から学べる事は何か

栗田駿一郎（2024）「認知症を取り巻く現状と政策」『高齢者の権利擁護』第114版 第一法規（加除式書籍）

栗田駿一郎（2024）「認知症基本法の意義と今後への期待」『週刊医学界新聞』3547号 医学書院

栗田駿一郎（2024）「認知症共生社会元年、自治体への期待」自治日報20240429号「自治」欄

日本医療政策機構（2024）「認知症施策推進基本計画策定へ、今必要な3つの視点」